

内科

急性呼吸器感染症

患者定点マニュアル

2025年12月

東京都健康安全研究センター
健康危機管理情報課
(東京都感染症情報センター)

内科（急性呼吸器感染症）定点医療機関の報告手順

1 内科（急性呼吸器感染症）定点疾患の報告

貴医療機関で診断したインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）及び急性呼吸器感染症の症例定義に該当する患者数を、年齢別・男女別に集計してください。報告基準は、2ページから4ページを参照してください。

報告単位

月曜日から日曜日までの1週間を単位とします。

報告時期及び方法

当該週の最終日の診療が終了しましたら、以下のいずれかの方法で管轄保健所へ報告してください。

（1）感染症サーベイランスシステムへの直接入力

※感染症法改正により、令和5年4月1日から感染症発生届等については、感染症サーベイランスシステム上での報告が努力義務化されています。

（2）（1）の方法により報告できない場合、管轄保健所へのFAXによる報告

5ページの報告用紙に記入してください。記入例を6、7ページに示してあります。

※報告の具体的な方法は、管轄保健所の示す方法により行ってください。

留意事項

「未報告」と区別するため、患者がいない週も、必ず報告してください。

情報の集計及び還元

定点医療機関からのデータは、保健所を通じて、都及び国に報告されます。

集計結果は東京都感染症情報センターおよび国立健康危機管理研究機構の下記のホームページで公表され、定点医療機関にも還元されます。

- 東京都感染症情報センター <https://idsc.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/>
- 国立健康危機管理研究機構 <https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idwr/index.html>

報告基準

※厚生労働省通知に基づく届出基準

1 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）

（1）定義

インフルエンザウイルス（鳥インフルエンザの原因となるA型インフルエンザウイルス及び新型インフルエンザ等感染症の原因となるインフルエンザウイルスを除く。）の感染による急性気道感染症である。

（2）臨床的特徴

上気道炎症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛を伴うことを特徴とする。流行期（我が国では、例年11月～4月）にこれらの症状のあったものはインフルエンザと考えられるが、非流行期での臨床診断は困難である。合併症として、脳症、肺炎を起こすことがある。

（3）届出基準（急性呼吸器感染症定点（インフルエンザの報告の場合））

ア 患者（確定例）

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（2）の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザが疑われ、かつ、（4）のすべてを満たすか、（4）のすべてを満たさなくても（5）を満たすことにより、インフルエンザ患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（2）の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、インフルエンザが疑われ、かつ、（4）のすべてを満たすか、（4）のすべてを満たさなくても（5）を満たすことにより、インフルエンザにより死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

（4）届出のために必要な臨床症状（4つすべてを満たすもの）

ア 突然の発症
イ 高熱
ウ 上気道炎症状
エ 全身倦怠感等の全身症状

（5）届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
迅速診断キットによる病原体の抗原の検出	鼻腔吸引液、 鼻腔拭い液、 咽頭拭い液

2 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

（1）定義

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）（以下「COVID-19」という）による急性呼吸器症候群である。

（2）臨床的特徴

臨床的な特徴としては、潜伏期間は1～10日（通常2～4日）である。主な症状は、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状であり、頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害等を呈する場合もある。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

（3）届出基準（急性呼吸器感染症定点（COVID-19の報告の場合））

ア 患者（確定例）

指定届出機関（急性呼吸器感染症定点（COVID-19の報告の場合）の管理者は、（2）の臨床的特徴を有する者について、以下の表に掲げる検査方法により、当該者をCOVID-19と診断した場合又は発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、COVID-19であることが確定したものと同居している者（飲食、入浴、就寝等を共にする家族や同居者）であり、医師が総合的に判断した結果、COVID-19と臨床的に診断する場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関（急性呼吸器感染症定点（COVID-19の報告の場合）の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（2）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、COVID-19が疑われ、COVID-19により死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

（4）届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料
検体から直接の核酸增幅法による病原体の遺伝子の検出	鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液又は唾液
抗原定性検査による病原体の抗原の検出	鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液又は唾液
抗原定量検査による病原体の抗原の検出	鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液又は唾液

3 急性呼吸器感染症

(1) 定義

感染症法施行規則第1条で規定する「急性呼吸器感染症」とは、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、オウム病及びレジオネラ症並びにRSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、百日咳、ヘルパンギーナ及びマイコプラズマ肺炎を除くものであるが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」における急性呼吸器感染症は、「感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について」（令和7年3月14日付け感発第0314第7号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）にあるとおり、(2)臨床的特徴を呈する感染症である。

(2) 臨床的特徴

咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のいずれか1つ以上の症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例である。

(3) 届出基準（急性呼吸器感染症定点（急性呼吸器感染症の報告の場合））

ア 患者（確定例）

指定届出機関（急性呼吸器感染症定点（急性呼吸器感染症の報告の場合））の管理者は、(2)の臨床的特徴を有する者について、医師が感染症を疑う外来症例と診断する場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

感染症発生動向調査（急性呼吸器感染症定点）

調査期間

年　月　日～年　月　日

医療機関名：

		0~5 カ月	6~ 11カ 月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10~ 14	15~ 19	20~ 29	30~ 39	40~ 49	50~ 59	60~ 69	70~ 79	80歳 以上	合計
インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症をのぞく)	男																					
	女																					
新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	男																					
	女																					

		0歳	1~4	5~9	10~ 14	15~ 19	20~ 29	30~ 39	40~ 49	50~ 59	60~ 69	70~ 79	80歳 以上	合計
急性呼吸器感染症*	男													
	女													

*急性呼吸器感染症の症例定義

咳嗽(がいそう)、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁(びじゅう)、鼻閉(びへい)のどれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例

※インフルエンザやCOVID-19等と診断された患者についても、急性呼吸器感染症の症例定義に該当する場合は、各疾患毎に報告いただくとともに、急性呼吸器感染症としてもご報告をお願いいたします。また、急性呼吸器感染症の報告は、症例数を報告いただくサーベイランスのため、初診・再診の区別なく報告をお願い致します。

定点医療機関からのコメント

感染症発生動向調査（急性呼吸器感染症定点）

調査期間 令和8年1月5日～8年1月11日

医療機関名：△△クリニック

		0～5 カ月	6～ 11カ 月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10～ 14	15～ 19	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70～ 79	80歳 以上	合計
インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症をのぞく)	男				1	1				1											3	
	女						1									1					2	
新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	男																4		1		5	
	女									1	2				1						4	

		0歳	1～4	5～9	10～ 14	15～ 19	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70～ 79	80歳 以上	合計
急性呼吸器感染症*	男	3	2	1	0	0	7	6	8	5	2	1	0	35
	女	2	1	3	0	0	8	6	9	3	1	0	1	34

*急性呼吸器感染症の症例定義

咳嗽(がいそう)、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁(びじゅう)、鼻閉(びへい)のどれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例

※インフルエンザやCOVID-19等と診断された患者についても、急性呼吸器感染症の症例定義に該当する場合は、各疾患毎に報告いただくとともに、急性呼吸器感染症としてもご

定点医療機関からのコメント

- ・インフルエンザは全員A型 2歳と3歳は台湾より帰国
- ・新型コロナウイルス感染症について、40～49歳 男 4名のうち1名は、死体を検査した結果によるもの。

急性呼吸器感染症の報告は症例定義に該当するすべての患者数を報告いただくため、「急性呼吸器感染症」の合計値とインフルエンザ等の各呼吸器系感染症の合計値となることがほとんどです。

感染症発生動向調査（急性呼吸器感染症定点）

調査期間 令和8年1月5日～8年1月11日

医療機関名：△△クリニック

		0～5 カ月	6～ 11カ 月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10～ 14	15～ 19	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70～ 79	80歳 以上	合計
インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症をのぞく)	男																					
	女																					
新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	男																					
	女																					

		0歳	1～4	5～9	10～ 14	15～ 19	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70～ 79	80歳 以上	合計
急性呼吸器感染症*	男													
	女													

*急性呼吸器感染症の症例定義

咳嗽(がいそう)、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁(びじゅう)、鼻閉(びへい)のどれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例

※インフルエンザやCOVID-19等と診断された患者についても、急性呼吸器感染症の症例定義に該当する場合は、各疾患毎に報告いただくとともに、急性呼吸器感染症としてもご

定点医療機関からのコメント

全て0件